

議案第 77 号

川崎市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 6 月 10 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市心身障害者手当支給条例の一部を改正する条例

川崎市心身障害者手当支給条例（昭和 46 年川崎市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

川崎市在宅重度重複障害者等手当支給条例

第 1 条中「精神又は身体に障害を有する者」を「在宅の重度重複障害者等」に、「心身障害者手当」を「在宅重度重複障害者等手当」に、「これらの者」を「在宅の重度重複障害者等」に改める。

第 2 条第 1 項中「重度障害者等」を「重度重複障害者等」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 4 項の規定により交付を受けた身体障害者手帳（以下「身体障害者手帳」という。）に身体障害者福祉法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 15 号）別表第 5 号に規定する障害の級別（以下「身体障害等級」という。）が 1 級又は 2 級である者として記載されている者で、かつ、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 45 条第 2 項の規定により

交付を受けた精神障害者保健福祉手帳（以下「精神障害者保健福祉手帳」という。）に精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級（以下「精神障害等級」という。）が1級である者として記載されている者

(2) 身体障害者手帳に身体障害等級が1級又は2級である者として記載されている者で、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条第1項に規定する児童相談所（以下「児童相談所」という。）又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第9条第5項に規定する知的障害者更生相談所（以下「更生相談所」という。）の判定により知的障害者とされた者のうち知能指数が50以下と判定された者

(3) 精神障害者保健福祉手帳に精神障害等級が1級である者として記載されている者で、かつ、児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち知能指数が35以下と判定された者

(4) 次のいずれにも該当する者

ア 身体障害者手帳に身体障害等級が3級である者として記載されている者

イ 精神障害者保健福祉手帳に精神障害等級が1級である者として記載されている者

ウ 児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者のうち、知能指数が50以下と判定された者

(5) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）第17条に規定する障害児福祉手当（以下「障害児福祉手当」という。）又は法第26条の2に規定する特別障害者手当（以下「特別障害者手当」という。）の受給資格の認定を受けている者

第2条第2項を削る。

第3条から第9条までを次のように改める。

(支給要件)

第3条 市長は、重度重複障害者等に対し、在宅重度重複障害者等手当（以下「手当」という。）を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。

- (1) 65歳に達する日前に身体障害者手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (2) 65歳に達する日前に児童相談所又は更生相談所の判定により知的障害者とされた者
- (3) 65歳に達する日前に障害児福祉手当又は特別障害者手当の受給資格の認定を受けた者

2 前項の規定にかかわらず、毎年度の8月1日（以下「基準日」という。）において、重度重複障害者等が次の各号のいずれかに該当するときは、手当を支給しない。

- (1) 本市の区域内に引き続き6月以上住所を有していないとき。
- (2) 前年の8月1日から基準日の前日までの間に、基準日において20歳未満の者にあつては、法第17条第2号に規定する施設に継続して3月を超えて入所し、又は入院したとき、基準日において20歳以上の者にあつては、法第26条の2第1号若しくは第2号に該当する状態が3月を超えて継続し、又は同条第3号に該当したとき。
- (3) 前条第5号に該当する者（同条第1号から第4号までのいずれかに該当する者を除く。）であつて、基準日の属する月の分の障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給を受けなかったとき。

(手当の額)

第4条 手当は、年度を単位として支給するものとし、その額は、1年度につ

き、60,000円とする。

(認定等)

第5条 手当の支給要件に該当する重度重複障害者等（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格について、規則で定めるところにより、市長に申請し、その認定を受けなければならない。

2 受給資格者が前項の規定による申請をすることができない事情があるときは、その配偶者等（当該受給資格者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）及び民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）をいう。以下同じ。）が代わって申請することができる。

3 市長は、受給資格者又はその配偶者等が、正当な理由なく第11条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による職員の質問に応じなかったときは、第1項の認定を行わないことができる。

(手当の支給)

第6条 手当の支給は、受給資格者が前条第1項の認定を受けた日の属する年度から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する年度（同日がその属する年度の基準日以前である場合にあっては、当該年度の前年度）で終わる。

2 手当は、毎年度12月に支給する。ただし、災害その他やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

3 前条第1項の認定を受けている者（以下「被認定者」という。）が手当を受領することができない事情があるときは、当該被認定者と生計を同じくするその配偶者等が代わって受領することができる。

(支給の制限)

第7条 手当は、被認定者の基準日が属する年の前年の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第7条に定める額を超えるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、手当は、被認定者と生計を同じくするその配偶者又は被認定者の生計を維持するその扶養義務者の基準日が属する年の前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令第2条第2項で定める額以上であるときは、当該基準日が属する年度は、支給しない。

3 被認定者、被認定者と生計を同じくするその配偶者又は被認定者の生計を維持するその扶養義務者が法第9条第1項に規定する被災者に該当する場合において、その損害を受けた日の属する年度（同日がその属する年度の基準日後である場合は、当該年度の翌年度）の手当については、当該被災者の所得に関しては、前2項の規定を適用しない。

4 第1項及び第2項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、被認定者が基準日の前日において20歳未満の者である場合にあっては障害児福祉手当の例に、同日において20歳以上の者である場合にあっては特別障害者手当の例による。

第8条 市長は、被認定者又はその配偶者等が、正当な理由なく第11条第1項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による職員の質問に応じなかったときは、手当を支給しないことができる。

（支払の一時差止め）

第9条 市長は、被認定者又はその配偶者等が、正当な理由なく次条第1項の規定による届出をしないときは、手当の支払を一時差し止めることができる。

第10条中「市長が」を「規則で」に改め、同条を第13条とする。

第9条の次に次の3条を加える。

(届出の義務)

第10条 被認定者又はその配偶者等は、当該被認定者及びその配偶者等の現況について、規則で定めるところにより、毎年度、市長に届け出なければならない。

2 被認定者又はその配偶者等は、当該被認定者が、次の各号のいずれかに該当したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 本市の区域外に転出したとき。

(3) 基準日から翌年の7月31日までの間に、20歳未満の者にあつては、法第17条第2号に規定する施設に継続して3月を超えて入所し、又は入院したとき、20歳以上の者にあつては、法第26条の2第1号若しくは第2号に該当する状態が3月を超えて継続し、又は同条第3号に該当したとき。

(4) 身体障害者手帳に記載されている身体障害等級、精神障害者保健福祉手帳に記載されている精神障害等級又は児童相談所若しくは更生相談所により判定された知能指数に変更があり、重度重複障害者等に該当しなくなったとき。

(5) その他規則で定める事項に該当したとき。

(調査)

第11条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第5条第1項の規定による申請をした受給資格者（被認定者を含む。以下同じ。）又はその配偶者等に対し、当該受給資格者の手当の支給要件に関する事項その他必要な事項に関し、書類その他の物件を提出すべきことを命じ、又はその職員に、

当該受給資格者、その配偶者等その他の関係者に質問させることができる。

- 2 前項の規定により質問を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(不正利得の返還)

- 第12条 偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、その者からその支給を受けた手当の額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成23年度中に改正前の条例（以下「旧条例」という。）第3条に規定する心身障害者手当（以下「心身障害者手当」という。）の支給を受けた者及び旧条例第4条第1項の規定による申請をし、平成24年4月1日において旧条例第7条第2号及び第3号に該当せず、旧条例第2条第1項各号のいずれかに該当する者については、改正後の条例（以下「新条例」という。）第3条第1項ただし書の規定は適用しない。

- 3 平成23年度中に心身障害者手当の支給を受けた者及び旧条例第4条第1項の規定による申請をした者（以下「心身障害者手当受給者等」という。）のうち、平成24年4月1日において旧条例第7条第2号及び第3号に該当せず、旧条例第2条第1項各号のいずれかに該当する者に対して、次の各号に掲げる区分に応じ、心身障害者手当の支給に代えて、当該各号に定める額の手当（以下「特例手当」という。）を、同年7月に支給する。

- (1) 精神又は身体の障害の程度（以下「障害の程度」という。）が旧条例第5条の規定により年額60,000円の心身障害者手当を支給される程度

である者 30,000円

(2) 障害の程度が旧条例第5条の規定により年額35,000円の心身障害者手当を支給される程度である者 17,500円

(3) 障害の程度が旧条例第5条の規定により年額25,000円の心身障害者手当を支給される程度である者 12,500円

4 心身障害者手当受給者等又はその保護者（旧条例第2条第2項に規定する者をいう。以下同じ。）は、当該心身障害者手当受給者等が平成24年4月1日において旧条例第7条各号に該当したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

5 附則第3項の規定により特例手当を支給される者又はその保護者は、当該特例手当を支給される者が特例手当の支給を受ける日までに氏名若しくは住所を変更し、又は死亡したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

6 旧条例第8条の規定は、特例手当について準用する。

7 附則第3項の規定により特例手当の支給を受けた者に対して支給する平成24年度分の新条例第3条第1項に規定する在宅重度重複障害者等手当の額は、新条例第4条の規定にかかわらず、60,000円から支給を受けた特例手当の額を控除した額とする。

参考資料

制 定 要 旨

心身障害者手当の名称、支給対象、額等を改めること等のため、この条例を制定するものである。